

御 発 言 ヌ 毛

平成17年5月24日

平成17年 5月24日

第27回新計画策定会議 意見

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

1. 国民・社会と原子力の共生について

(1) 立地自治体の思い

- ・ 現行の長計に明確に書かれているが、『原子力施設の立地問題は、一地域とか一事業者の問題にとどまらず、国全体のエネルギー政策と密接に関わって』いる。
- ・ 我々、立地自治体は、国の原子力政策の最前線で懸命の努力を積み重ねており、我が国のエネルギー確保に貢献していることに、誇りと自負を持って取り組んでいる。
- ・ これまでも申し上げているが、原子力政策の推進は、何よりもまず立地地域住民の理解と信頼が前提である。
- ・ 立地地域が持っている「誇りと自負」が色あせぬよう、国は、安全確保は云うに及ばず、国民理解や地域共生に全力で取り組んでいただきたい。

(2) 国民理解とエネルギー教育

- ・ エネルギー問題は国体を支える重要国策であるが、電気は人の手による生産物であるとの認識が薄く、原子力発電所は放射能製造所と考えられている部分があることも事実。
- ・ 原子力に対する知識の不足が、立地地域への偏見を生み、推進に影響を与える。
- ・ 国民の理解に直接つながる、原子力を含めたエネルギー教育を的確に行うことは、極めて重要であり、小さい頃からのエネルギー教育により、エネルギーを自ら選択することのできる土壌を育てることが重要。
- ・ 立地地域にとって大きな問題である風評被害も、国民が正しく理解し知識を持っていれば起きないと思う。

(3) 原子力広報について

- ・ 国の行う広報には、「推進のための平常時の広報」と「安全・安心のための事故時(緊急時)の広報」があるが、事故発生時は、立地自治体や事業者任せであるのが現状。
- ・ 住民にとっては、平常時の広報より事故時の迅速・的確な情報提供がより重要であり、信頼・安心を生み育てる土壌となるものである。
- ・ 「平常時の100回の広報より、事故時の1回の適切な広報が優る。」と考える次第。
- ・ 事故が発生すれば、「災害」の発生地として見られ、風評被害の発生は避けられない。これでは、国策に協力する立地地域としての誇りに綻びが生じかねない。
- ・ 昨年の新潟県中越地震の際には、柏崎市・刈羽町は停電して真っ暗であったが、原子力発電所は通常どおり運転を続け、首都圏へ電気の供給を続けていた。こういうことを知らせるのも広報の努めと考える。

(4) 地域振興について

- ・ 市町村長が地元の発展に心血を注ぐのは当然の任務である。
安全確保を大前提に、地元発展の手段の一つとして、原子力との共存共栄を選択したのであり、地域振興は大事なこと。
- ・ 原子力に依存しているとの声もあるが、決して依存はしていない。
- ・ 地方自治体も、何とか体力をつけて生き残っていくため苦勞しており、その体力をつける一つの手段である。
- ・ 原子力との共生を選んだ地域が発展して行くことが、消費地からも歓迎されること、更に、エネルギーに対する国民理解が進み、国民から「理解と感謝」が示されることが理想。
- ・ 立地地域において、「原子力発電所があつてよかったな」と云われるまちづくりを目指すことが、国民、社会に受け入れられることになるものとする。
- ・ 参考として、全原協の平成17年度事業計画（安全確保について、地域振興について）を添付する。

2. 論点の整理（案）暫定版について

「立地地域との共生」について、現行長計には、第2部「原子力の研究、開発及び利用の将来展開」、第2章「国民・社会と原子力の調和」、4.「立地地域との共生」の冒頭に、『原子力施設の立地問題は、一地域とか一事業者の問題にとどまらず、国全体のエネルギー政策と密接に関わっている。したがって、国レベルで決定されるエネルギー政策については電力の消費者である国民の理解を求めつつ、立地地域の住民の理解と協力を得ていくことが重要である。』とある。大変良い表現だと思うので、新計画にも、このような趣旨のことを是非書いていただきたい。

「3. 今後の取組の基本的考え方」(6ページ) についてのみ述べる。

第1パラグラフ

- ・ 『各地域においては、』『地域の持続的発展を目指すためのビジョンを、自ら主体的に構築すべきである。』とあるが、このことは、原子力施設の有無にかかわらず、全国全ての地域・自治体がすべきことであり、また取り組んでいるものである。
- ・ 原子力施設があるが故の地域共生とは何か、所在する地域だけが、特別に構築しなければならないものは何かという言及が欲しい。

第2パラグラフ

- ・ 『国が、地域特性を踏まえた自助努力を支援していく』のも、同様に全ての地域に対する国としての当然の施策であるとする次第。
- ・ 『電源三法制度については、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して支援が可能となるよう、常に見直していく。』とあるが、三法交付金については、全て用途が制限されており使いづらことから、電源地域の振興という立法趣旨を考えて、使い勝手を良くして欲しいとの要望を従来から続けている。
(地方交付税は一般財源として使うことができる。)

全国原子力発電所所在市町村協議会
平成17年度事業計画

．国及び関係機関に次のことを重点的に要望し、その早期実現を図る。

A．安全確保について

(1) 安全規制の充実強化

美浜発電所3号機二次系配管破損事故に鑑み、一次系二次系を問わず、原子力発電所の安全確保のため、現行の安全基準を抜本的に見直すとともに、発電所における品質保証活動、保守管理活動の徹底強化など、安全管理の充実強化を求める。

国の一元的責任でなされるべき安全規制において、現行体制の実効性を確認しつつ、規制体制のあり方を含めた検証を行い、国民に信頼される体制の早期確立を求める。

地域や社会の信頼確保の礎となる事業者の原子力安全文化の醸成・確立について、国の積極的な指導・監督を求める。

(2) 原子力発電所の高経年化対策

高経年化した原子力発電所の点検や検査のあり方について、抜本的に見直し、住民が安心できるような高経年化対策を早急に講じることを求める。

高経年化対策による原子力発電所の長期運転の安全性について、立地地域はもとより国民に対する理解促進活動に取り組むことを求める。

(3) 定期検査の充実強化

定期検査は事故・故障の未然防止とともに、地域住民の安全・安心確保を図ることが原点である。些かも安全性の低下を招かないよう、事業者の管理体制の徹底強化および国の検査制度の充実強化を求める。

(4) 原子力政策の国民的合意形成

国民に分かりやすく、信頼される原子力開発利用長期計画を策定するとともに、国の計画として国民合意が得られるよう積極的な理解活動を求める。

我国のエネルギー事情を踏まえた原子力を含むエネルギー政策全般について、早い段階からの教育を求める。

原子力は国民理解が大前提であることから、電力消費地における一層の理解促進を図ることを求める。

平常時だけでなく事故時等においても住民の不安に対応するため、専任の原子力安全地域広報官を早期に全ての立地地域に配置し、住民に対し迅速・的確な広報活動を行うことを求める。

(5) 原子力防災対策の実効性向上

地域住民の安全・安心確保のため不可欠な避難道路、避難施設等について、関係省庁が一体となって早期に整備することを求める。

住民に迅速かつ確実に情報を伝達するため、防災行政無線、オフサイトセンターからの情報伝達設備などの情報伝達システムの早期整備を求める。

現在、見直し作業が行われている原子力発電所の耐震設計指針について、早急に指針を整備し、適切な対応を講じるよう求める。

(6) テロ行為等防護対策

昨年施行された国民保護法に関し、有事の際の原子力発電所に係る対処措置について、地域住民はもとより国民への分かりやすい広報を行い、国民理解を図ることを求める。

テロ行為や武力攻撃に対する国民の不安に対処するため、国は原子力発電所の重点的かつ恒常的防護対策を引き続き強化することを求める。

(7) 使用済燃料敷地外貯蔵の早期具体化

核燃料サイクル政策の円滑な実施のため、敷地外における使用済燃料の中間貯蔵施設について、早期実現化に向けた国及び事業者の積極的な対応を求める。

(8) プルサーマル計画に対する適切な対応

プルサーマル計画の安全性と必要性について、国及び事業者は立地地域に対する説明責任を確実に果たすとともに、様々な角度から国民理解の促進を図ることを求める。

(9) 放射性廃棄物の処理処分対策の早期確立

廃炉に伴う作業上の安全対策と周辺環境の安全確保を求めるとともに、廃炉技術等の早期確立を求める。

原子力発電所の廃炉等により発生する低レベル放射性廃棄物について、クリアランス制度の法整備等がなされてきているが、立地地域住民や国民の理解が不可欠であることから、国が責任を持って理解活動を行うよう求める。高レベル放射性廃棄物の処理処分対策の早期具体化を求める。

地域振興について

(1) 電源三法の運用強化

電源三法制度の電源立地勘定・電源利用勘定の比率を見直し、電源地域の振興という立法趣旨に則った運用強化を求める。

電源三法制度の各種交付金について、対象期間を施設解体撤去時まで延長を求める。

用途の一層の弾力化、電源地域に応じた柔軟な運用とともに交付金事務の簡素化を求める。

広報・安全等対策交付金については、地域の実情に応じた運用を行うため、また、美浜3号機事故により失われた信頼を取り戻すため、人件費も対象とするなどの用途拡大とともに、交付金の増額を求める。

原子力発電施設等周辺地域交付金(枠)について、電気料金の大幅な割引を求める。

電源地域振興促進事業費補助金の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金について、企業立地促進を容易にするため、交付期間の延長とともに補助金の増額を求める。

高経年化炉等に対する交付金上乗せ分の大幅な増額を求める。

電力移出県等交付金枠における市町村枠対象市町村及び交付金額の配分基準の設定を求める。

(2) 市町村合併した場合の電源三法各種交付金の不利益防止

市町村合併した場合の電源三法各種交付金について、従来の対象地域における交付金総額等が後退しないよう求める。

合併後の市町村における配分について、旧所在市町村への重点的な配分に一定の考慮が払われるよう、国による明確な指針の提示を求める。

広報・安全等対策交付金について、市町村合併による対象住民の増大に伴う対応措置を求める。

新たに所在市町村に合併される地域の原子力発電施設等周辺地域交付金(枠)の電気料金割引額を、合併前の所在市町村と同額とすることを求める。

市町村合併により、対象地域が拡大する電源地域振興促進事業費補助金について、従来の対象地域への重点的な配分を求める。

(3) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援

立地市町村の固定資産税収入の急激な減額を補い、恒久的財源を確保するための使用済核燃料税(法定外税)の創設について、国・県及び事業者理解と支援を求める。

(4) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善

税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長するとともに、課税期間を施設解体撤去時まで延長することを求める。

大規模償却資産に係る頭打ち制度の撤廃を求める。

地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設に対する特例措置を求める。

(5) 核燃料税の市町村への配分

核燃料税の市町村への配分について、道県に求めるとともに、国による指導及びガイドラインの作成等の適切な措置を求める。

(6) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化

立地地域の振興に関する特別措置法の対象事業拡大と補助率の嵩上げ等を行うとともに、対象事業の優先的な着手など、関係省庁が一体となった取り組みを行い、地域振興を実感できる充実した法の運用を求める。

(7) 高経年化炉及び廃炉に係る地域振興策の創設等

長年にわたり国策に協力している地域に対し、高経年化炉や廃炉に係る地域振興策の創設並びに支援制度の強化を求める。

(8) 原子力発電所と立地地域との共生

定期検査の短縮が、安全性は云うまでもなく、地域経済に影響を与えないよう、特段の配慮を求める。

原子力関連技術の提供による地元企業育成など、地域特性を活かした地域共生策の積極的な推進を求める。

2005年5月24日

原子力に関する国際問題（論点の整理）（案）についてのコメント

神田 啓治

去る5月12日の策定会議での発言と重複する点も含めて、改めて文書で意見を述べる。

1. 全体的によくまとまっているが、我が国が核不拡散問題について、積極的に取り組んでいる点をもう少し強調して頂きたい。

(1) 我が国は保障措置に最も熱心に取り組んできたことから、2004年9月15日、原子力発電を行っている国としては初めて「統合保障措置」を認められた。「2. 核不拡散・核軍縮の明確化」の6行目「...模範を示してきている。」の次に「現に我が国だけは統合保障措置が認められている。」を入れてはどうか。

(2) 原子力供給国グループの事務局は、創設以来ウィーンにある日本大使館の中であり、ポイント・オブ・コンタクトは日本人である。「2. 核不拡散体制の強化及び核軍縮の推進」の11行目「...その実現を目指す。」の次に「現に我が国はその事務局を引き受け、ポイント・オブ・コンタクトの役目を果たしている。」を入れる。

(註)「統合保障措置」と「ポイント・オブ・コンタクト」とは何かを(註)として入れた方がよい。

2. COEという言葉について

3.(2)に「国際COE化」とあるが、COEとはCenter of Excellenceのことであり、大学関係者は普通に用いるが、一般には通じにくい言葉である。表現を変えるか、「COE」について註を入れる。

3. 国際展開は官民一体となって進めることを明記した方がよい。

の6行目「...取組についても、引き続き」の次に「所謂官民一体となって」を追記する。なお、他の委員も言われたが、「4. 国際展開」の ~ にサブタイトルがあった方がよい。

4. 「4. 国際展開」の最終段落6行のうち、

(1) 3行目「独自技術の開発に努め」の次に「(例えば中小型炉など)」を入れてはどうか。アジア諸国は中型炉を希望しており、米国アラスカ州は小型炉を希望している。

(2) 標準化に準ずる言葉として、JABEE(日本技術者教育認定制度、Japan Accreditation Board for Engineering Education)にも触れた方がよい。アジア諸国では自国で働く技術者はJABEEに参画していることが必要と唱えているところが多い。

2005年5月24日

吉 岡 齊

1．一連の「中間とりまとめ」「論点の整理」等の特徴

1-1．そろそろ「中間とりまとめ」「論点の整理」の作成が一段落し、それらすべてを埋め込んだ「新長期計画案」を起草する段階に近づいている。

この起草は、委員の有志からなる起草委員会によって行うのが適切と思われる。それをたたき台として、数回の審議を行い、「新長期計画（中間とりまとめ）」（パブリックコメント用）を作成するのが、これからの仕事となる。

この審議フェイズの移行の時期において、今までの一連の「中間とりまとめ」「論点の整理」等の全般的特徴について、整理しておくのは有意義と思われる。

1-2．その全般的特徴のうち重要なものは、以下の3点である。

第1は、原子力研究開発利用推進関係者の立場から、原子力研究開発利用の円滑な推進のための方針を定める、という姿勢に立って、「中間とりまとめ」「論点の整理」等の文書が作られている点である。

つまり業界団体的立場が明確に採用されている点である。そうした特徴を私は「原子党宣言」等のキーワードで表現してきた。

この姿勢の問題点はもちろん、エネルギー全体、および科学技術全体の中での、客観的視点からみた原子力の最適な役割は何かという観点を放棄し、原子力の役割の（所与の環境条件のもとでの）最大化を、目指していることにある。

それゆえ原子力委員会の決定は、業界団体の声明と本質的に同様の性格のものであり、それを公共政策に反映させるには、中立的観点からのアセスメントが不可欠である。

1-3．第2は、原子力研究開発利用の役割の最大化のための中核的手段として、政府が事業者に対して事業リスク最小化のためのあらゆる政策手段を講ずる、という「政府保証」の方針が採用されていることである。

それを象徴するのが、核燃料サイクルバックエンドに対する再処理等積立金である。ここでは再処理等のバックエンド事業が失敗し、事業者に巨額の債務や、事業の不履行にともなう「負の遺産」（再処理未遂に終わった莫大な使用済核燃料等）が生じて、電気事業者がその財務リスクを免除され、国民が代わってそれを負担するための、最大限可能な配慮がなされている。（もちろん国民が拒否すれば、電気事業者の多くが倒産するという事態もありうる）。

もうひとつの象徴的な例は、政府が原子力発電のシェアを現在以上の水準に維持するというコミットメントを、明確にしていることである。その実現を危うくするような事態が

生ずれば、ありとあらゆる政府支援が、電気事業者に対してなされることが、実質的に内約されていると見ることができる。

そうした政府支援には、財務リスクの肩代わりのみならず、新自由主義改革の推進を手加減する、といった包括的性格のものも含まれていると解すべきであろう。

電気事業者は、原子力発電への政府のコミットメントを確約させ、それへの国策協力を誓うことにより、事業経営の長期的安泰に関する政府保証（新自由主義改革の手加減を含む）を獲得することを、目指していると考えられる。いわば原子力発電人質作戦である。（もちろん人質は助けるに値しないと国民が気付けば、政治家や行政機関も国民世論に従わざるを得なくなり、この作戦は失敗する）。

ただし原子力委員会は、国務大臣を長としその決定について総理大臣に尊重義務を課す機関から、業界団体に類するものへと格下げされたので、「政府保証」は確実なものではない。

1 - 4 . 第3は、空想的・非現実的な分析・評価が、「中間取りまとめ」「論点の整理」等の文書のなかに満載されていることである。

その背景には、原子力研究開発利用の役割の最大化という方針が、現実的な分析・評価の観点からは、ほとんどの場合正当化されないという事情がある。原子力発電は「劣等な技術」であり、その推進を正当化するには、無理に無理を重ねる議論をせざるを得ないのである。

たとえば核燃料サイクルバックエンドに関しては、現実的な選択肢の間での評価を行わず、現実にはあり得ない空想的な事業展開シナリオの間での評価を行った。その評価においても、政策転換による追加コストについての空想的なシナリオをはじめとして、ほとんどの項目について非現実的な評価がなされた。

またたとえば高速増殖炉の導入時期については、「軽水炉の寿命を60年とし、既存の原子炉が新たな原子炉によってリプレイスされると仮定し、次のリプレイス集中期の後半にかろうじて間に合う時期として、『2050年頃から』という時期を設定する」という幾重にも根拠のない議論によって、『2050年頃から』という結論を出している。（今次のリプレイス集中期の後半に間に合わなければ、次の次のリプレイス集中期ということになり、時期設定はさらに40～50年遅れる、2100年前後となるが、そうした無意味な時期設定を避けるというだけの理由で、『2050年頃から』という無意味な数値が出てきている）。

1 - 5 . 以上3つの重大な問題点を、一連の「中間とりまとめ」「論点の整理」等は抱えている。業界団体の声明文であれば、何を言おうと勝手であるが、これを放置すると莫大な国民負担が課せられる恐れが濃厚である。

2. 「原子力に関する国際問題（論点の整理）（案）」について

2-1. 21世紀は、国際政治力の多元化の時代となるであろう。20世紀の後半（1940年代後半から90年代初頭）は、国際秩序安定期であった。冷戦体制は、それなりに多元的であり、決して東西二元論で片づくような単純なものではなかったが、国際秩序は比較的安定していた。それが不安定化しつつある。アメリカは世界をコントロールするにはほど遠い。アメリカが国際協調主義をとっていれば、他の諸国の力も借りて、もっと安定した世界秩序を築くことができたはずであるが、「単独行動主義」ゆえに、その支配力は限定されている。また将来的には遠からず、同等ないしそれ以上の国力（軍事力を含む）を備えた国々が台頭し、国際政治力の多元化が進むであろう。そうした状況下で、国際秩序の安定を維持し、人類の持続可能文明への転換を進めていくのは、容易ならざる課題である。

2-2. 上記のことをよく念頭において、国際核秩序の将来について考える必要がある。つまり国際秩序の変化にとまらぬ、核軍縮・核拡散はきわめて起こり易い、という一般的認識を持っておく必要がある。それを少しでも抑止するためには日本政府が率先して、核軍縮および核不拡散のイニシアチブを講じていかなければならない。

2-3. まず重要なことは核軍縮に取り組む日本政府の姿勢が本気だということ、国際社会に信じてもらうことである。そのためには強力かつ象徴的な政策措置（前回は「実力行使」と表現した）を導入することが効果的である。

たとえば、NPT等の国際条約に抵触するか否かによらず、核兵器を保有する協力相手国（アメリカ、フランス、中国等）の核兵器研究開発利用と、直接的・間接的なリンクをもち、それを助けるおそれのある協力（解釈次第ではきわめて包括的なリストを作ることができる）は、自粛するのが筋であろう。

2-4. 次に重要なことは、日本自身が核拡散の担い手とならないために、可能な防護手段をすべて講じることである。この「論点の整理（案）」には、日本が「原子力利用を厳に平和の目的に限って推進し」といった現状についての記述が見られるが、それだけでは国際社会の信頼はえられない。未来永劫にわたり軍事目的の原子力利用を行わないこと、そのひとつの保証として非核三原則の立法化をはかること、などの記述を追加することが必要ではないか。それでもなお不十分だとは思いますが、ないよりはずっとよい。

その理由は、日本が「潜在核兵器大国」（前回の「核倶楽部準会員という表現は、ここでは使わないが、定義を変える必要はない）だからである。日本は、前回の審議からも浮き彫りにされたように、核兵器を安全保障上不可欠の兵器として認める国であり、また同時に、あらゆる機微核技術を、核兵器国以外では唯一、特権的に保持することが認められている国でもある。このような国が、自国の機微核技術保有については、どのような価値を認識しているかについては、おのずと明らかである。

第1は、国際情勢変化（たとえばアメリカの「核の傘」が保証できなくなった場合な

ど)に対する保険である。

第2は、アメリカに対する安全保障上のバーゲニングパワーである。それは日米関係のスタビライザーとしての役割を果たすと同時に、緊張関係醸成の要因でもある。

第3は、周辺諸国とくに潜在敵国への政治的バーゲニングパワーである。ただしそれは緊張関係醸成の要因でもある。

日本の機微核技術の研究開発利用について、国際社会が警戒・懸念・不快感等を示すことが少なくないことは、上記に照らせば容易に理解できることである。それゆえに、わずかでも信頼を高めるための措置が必要と思われる。

2-5. 第3に、長期プルトニウム需給計画を、詳細な形で策定することが重要である。その計画には需要と供給だけではなく、輸送（英仏からの海上輸送を含む）と使用済核燃料貯蔵についての計画も含めるべきである。その全体像の提示が必要である。そこでは日本全体の計画はもとより、事業者ごとの計画も示すべきである。

このプルトニウム需給見通しの重要なポイントは、プルサーマル（需要の9割以上を占める）について、現実的な見通しを示すことである。

2010年度までに実施の可能性があるのは、九州電力と四国電力の2基に過ぎず、装荷量は1トン以下と見られる。そこからどのようにプルトニウムの需要を立ち上げていくのか、現実的な見通し（事業者別）が必要である。

もちろん、2000年長期計画にあげられていた、1997年の電気事業連合会の計画 - - 2010年度までに年間16基から18基体制とする - - は、全面撤回が不可欠である。

2-6. 第4に、核物質・核施設・核技術の国際管理について、前向きな取組を進めることを明記する必要がある。この「国際管理構想」は、少なくとも科学者の間では、広島・長崎の原爆投下よりも前から、真剣に議論されてきた話題であり、それが核技術を人類がコントロールするために不可欠であることは、はるか昔から認識されてきた。不幸にして現実の取組は遅々として進んでいないが、その現実にあぐらをかいてよいというものではない。エルバラダイ構想 - - 機微性の高い核燃料サイクル諸施設（ウラン濃縮施設、再処理施設等）に関する新規事業を当面凍結し、その期間中に、このカテゴリーに含まれる施設の多国間管理の方策（MNA Multinational Nuclear Approach）について、検討・協議を進める - - については、もっと前向きな姿勢が必要と思われる。この「論点の整理（案）」が、核物質・核施設・核技術の国際管理構想の具体的運用方法はもとより、構想そのものについても、前向きな姿勢を示していないのは、問題である。

3. 「原子力の国民・社会との共生（論点の整理）（案）」について

3-1. この文書には、原子力関係者の「ハードコア」な姿勢が、露骨な形であらわれている。それは上記の一般式特徴（業界団体の声明書のような特徴）（最初の4行に象徴的に出ている）に照らせば容易に理解できることではあるが、国民や、原子力に密接な利害関係を有する地域住民（多くの場合、核施設立地地域住民）の離反を招く恐れが濃厚である。こうした「ハードコア」な独善的姿勢を改めることが、原子力政策および事業への信頼をわずかでも獲得するために不可欠である。

3-2. 「ハードコア」な姿勢とは、「国民・社会との共生」をはかるには、安全問題について説得すれば充分であり、他の事柄について協議する余地はない、という姿勢である。現実には、原子力事業に付随して、国民・関係地域住民は、多種多様なコスト・リスクを背負うことになる。たとえば安全上のコスト・リスクの他に、財務上のコスト・リスク（納税者にとっては重大関心事）、社会生活上のコスト・リスク（地域内対立・紛争・不和の激化等による。関係地域住民にとっては重大関心事）、などである。それらすべてが国民的協議、および地域社会での協議の対象であり、それらすべてを考慮した総合的な協議の結果として合意が成立したり、成立しなかったりする。

そうした総合的な協議が合意形成のために不可欠だという原則にのっとり、全体を書き直すべきである。さもなくば、この文書のタイトルを「原子力の国民・社会との共生（安全確保に関して）（論点の整理）（案）」に直すとともに、財務上のコスト・リスクなど、他の諸側面についても同様の「論点の整理」を新たに作成すべきである。

3-3. この「ハードコア」な姿勢は、「リスク・コミュニケーション」を特筆大書する流儀にも伺うことができる。主要な事柄に関する合意はすべて総合的な協議によって行われるべきであり、安全リスクはその一側面にとどまる。しかしそれがあたかも協議の唯一の重要主題であるかのように考えられている。これでは合意ははかれないであろう。

もともと「リスク・コミュニケーション」は、「パブリック・アクセプタンス」の代替語として近年使われるようになった用語で、後者の押しつけがましいニュアンスを弱めることも用語変更の際に意図されていた。しかし言葉として安全リスクに的を絞ったのは、論理的に無理であった。ただし従来の「パブリック・アクセプタンス」自体が、安全問題以外は協議しないという「ハードコア」な性格を帯びていたとすれば、この用語変更は内容的には連続性があると見ることもできる。

余談ながら、最近までの原子力関係者はリスクという言葉自体に拒否反応を示し、PRAを、PSAと呼び変えるなどの策を弄していた。そうした時代と比べればリスクという言葉を使うようになったこと自体、（近藤委員長も指摘するように）前進であるとも見ることもできるが、論理的な不適合は解消されず、それどころか「パブリック・アクセプタンス」よりも改悪されている。

こうした論理的な破綻にもかかわらず、多くの研究者・実務家がこの用語を好んで使うのは、役所が使用を奨励している言葉にあえて逆らうのは賢明ではないという判断と、予

算獲得上の便宜のためであろう。（厚生労働省の「生活習慣病」も奇怪千万だが、これに楯突く論者は、私も含めて少数派である）。

重ねて言うが、リスク・コミュニケーションの項目は削除すべきである。

3 - 4 . 関連していえば、今まで行われてきたリスクアセスメント、およびリスク・コミュニケーションの不毛さを、認識することが必要である。財務上のリスクにせよ、生命・健康上のリスクにせよ、リスクは現実的なものであるから、誰かがそれを取らなければならない。

ところがリスクアセスメントや、リスク・コミュニケーションに従事する者はほとんどすべて、リスクを取る立場にない者である。多くの恣意的仮定を導入して低いリスク評価を行う者は、事故・事件に対して責任を負うことはない。そうした無責任な評価結果が信用されるはずはない。現実にはリスクを取るの（自己決定・自己責任原則に基づき行動する）事業者と、保険会社である。彼らの判断の方がはるかに信頼できる。

3 - 5 . 個別の論点についても、とくに気になった点を、4点ばかり指摘しておく。第1に、電源三法は、私が第1回会議以来繰り返し述べてきたように、廃止が妥当である。立地に際して火力・水力よりも原子力に政府が補助する正統な理由がないからである。第2に、マスメディアが「意見分布も含めて」情報発信せよというのは、出すぎた要求であるそもそも意見分布は客観的につかみがたい（質問文の作り方だけでも結果が大きく変わってくる）。第3に、核物質防護については、非公開を必要最小限の例外事項にしぼることを明記すべきである。第4に、原子力政策および事業に対する外部評価・第三者評価の重要性と、それに十分な支援・活用措置を講ずることを、明記するとよい。これにより「独善的」といわれる体質の改善がはかれる。（具体的には国際評価や、NGO/NPOによる評価を支援・活用する）。

3 - 6 . 前回、英国THORP使用済核燃料濃硝酸溶液漏洩事故の調査・報告を要請したが、回答をお願いしたい。これは安全上も無視できない事故である（国際事故評価尺度で暫定値レベル3）であるが、財務上重大な事故であると推定される。溶液を回収したうえで施設を洗浄するには、数カ月の時間と、巨額の修繕費が必要だという見通しも出されている。修繕費用に加え、長期停止により、THORP（年間実績処理量約600トン）の再処理収入（約600億円）が絶たれ遺失利益が生ずる。

以上。

『原子力に関する国際問題(論点の整理)(案)』に関連して

渡辺 光代

1 . 今年は広島・長崎に原爆が投下されてから 60 年目にあたります。被爆 60 年という節目の年にあたり、被爆者の方々をはじめとして、多くの日本国民は、核兵器拡散防止条約(NPT)の再検討会議に向けて、核兵器のない平和な世界をめざした前進がはかれることを強く願っております。

2 . こうした国民の願いを踏まえて、核兵器廃絶をめざす核軍縮・核不拡散政策を強く進める姿勢を明確に打ち出し、国際協調を基本に核不拡散の取り組みを多国間の枠組みで進めることが大切と考えます。同時に、このことを単なる「お題目」にすることなく、その実現のために原子力委員会自らが何をするのか、その具体的な行動が問われていると思います。

3 . 原子力委員会のホームページでは、『原子力平和利用について』というコーナーで「我が国は、原子力基本法に基づき、原子力の利用を平和の目的に限って行うことを絶対的な原則としており、万が一、これを変えようとする動きがあれば、原子力委員会は、平和利用の番人として、即座にこれを阻止すべく活動してまいります」と書かれています。あわせて3年前に当時の福田官房長官の非核三原則をめぐる発言が大きな問題になった際の本元委員の新聞への投稿などが紹介されています。

新しい長期計画の中においても、このホームページで示されているように、核兵器廃絶に向けた決意とともに、日本の原子力の平和利用を疑わせるような動きに対する原子力委員会の強い姿勢を示すべきではないかと考えます。

資料 原子力委員会ホームページから転載

(http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/topic/heiwa/heiwa_s1.htm)

「核」論議 「平和利用限定」を忘れるな

先日まで、福田康夫官房長官の非核三原則にかかわる発言をめぐり、衆参両院のいくつかの委員会で集中審議が行われていた。

インドとパキスタンの緊張が続いている最中の発言でもあった。事実経過になお不明な部分があるにせよ「なぜ政府首脳が、今そんな発言をするのか」との思いを強く抱いた。メディアや世論も「危機感がない」「海外の誤解を招く」「何を考えているのか」「慎重さを欠く」「軽率な発言」「不用意」「国是を守る姿勢も気迫も感じられない」と声をあげた。

その後、繰り返される問答の中で、福田官房長官は「非核三原則の見直しというような可能性と受け止められたことは残念で、私の真意ではない」と答弁し、小泉総理も、憲法改正の議論と非核三原則の堅持とは別問題とし、「我が国の非核三原則を堅持していくことに、小泉内閣は全く変わらない」と、繰り返し言明された。ただ、どういう状況下にあったにせよ、いかにも唐突で、「不適切」な発言であったと思う。

しかし私は、そうした思い以上に、以後展開されていった国会でのやりとりを見聞きするたびに、何か次元の違う議論をしているという、ある種の違和感と、いらだちを感じざるを得なかった。

それは、57年前、広島、長崎に原子爆弾を投下され地球上唯一の被爆国となった我が国が、「核」の選択において核兵器の廃絶を切望し、核軍縮を進めていくという、いわば日本人の根源的理念にのっとっての議論ではなかったからだ。

国会では、福田発言の真意を質すことから始まり、その引き金となった安倍晋三官房副長官の大学での講義内容についてのやりとりが続いた。「自衛のための最小限度の核兵器とはどのぐらいの威力なのか」「核兵器を持ちたいなら堂々とそう言うべきだ」等々。

それらは、いつもの政治的駆け引きの域を超えず、時間だけがむなしく過ぎていった。

与党も野党も、本来論ずべき日本のあり方、日本の理念、そのよって立つ平和原理を、互いに確認しあうだけでよかったのではないかと思う。

私は、6月4日の原子力委員会で発言した。

「1967年に非核三原則を国是とする以前の55年に、原子力基本法が制定されている。その第2条では『原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り』としている。官房長官には、この原子力基本法を踏まえて発言していただきたい、と言うべきだ。それが、原子力平和利用の番人とされる原子力委員会の役目ではないか」

私は非常勤ではあるが、責任ある国の原子力委員会委員5人の1人である。

原子力委員会は、原子力基本法の第4条により、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に設置されている。原子力委員会は、原子力平和利用の番人であり、軍事利用されることを阻止する任務を負っているのだ。

日本が原子力利用を始めると決定した際、原子力平和利用三原則が生まれた。それが、自主・民主・公開の原則であり、平和原理に基づき、核兵器という地球を破滅に導く軍事利用とは対峙する。その上で、原子力基本法が制定されたのだ。

その後、基本法を踏まえ非核三原則を政策的選択として採択。核不拡散条約(NPT)を批准した。日本は核兵器の製造、保有はできない。平和利用に限るとした原子力基本法の存在を忘れてほしくない。

(平成14年6月18日朝日新聞朝刊13面「私の視点」 木元原子力委員)

We call on all citizens and governments across the world to work for a world free of nuclear weapons, now!

In May 2000, member states, including the nuclear weapons states, to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons took "unequivocal undertaking" to accomplish the total elimination of nuclear weapons. In the 5 years since the agreement, however, the world hasn't seen the start of multilateral negotiations to that end. On the contrary, it is seeing the development of "mini-nukes" and the preparation for the resumption of underground nuclear explosion testing.

Sixty years ago, the atomic bombings against the cities of Hiroshima and Nagasaki claimed the lives of more than 200,000 people and left those survived the bombings with life-long physical and mental injuries. Despite the predicament and in stead of calling for retaliation, the survivors, or Hibakusha turned them-

selves to witnesses to the atrocity and for the past half century have told the world the truth about and real effects of the nuclear weapons and of the imperative need of abolishing such weapons.

Nuclear weapons cannot co-exist with the humanity. They must be totally eliminated from the earth.

In solidarity with Hibakusha, we call on peoples and governments across the world to work so that a decisive step leading to the abolition of nuclear weapons will be taken at the Review Conference of the Non-Proliferation Treaty to be held in May.

May 2005

世界中の市民・政府のみなさんへ 今こそ 核兵器のない世界の実現を!

2000年5月、NPT再検討会議において、世界中の国々は、核兵器国による核兵器完全廃棄の明確な約束を決めました。しかしこの5年間、そのための多国間交渉は開始されていません。その一方で、新しい小型核兵器の開発や地下核実験の再開準備まで進められるなど、むしろ核兵器廃絶に逆行する動きが進んでいます。

60年前、広島・長崎への原子爆弾投下により、20万人を超える人間の命が失われるとともに、現在に続く被爆者の身体・精神への被

害が発生しました。被爆者はこうした被害に遭いつつも、報復ではなく、核兵器をなくすことこそが大切であるとして、半世紀以上被爆の実相を語り、核兵器廃絶を訴えてきました。

人類は核兵器と共存できません。いかなる理由があろうとも、核兵器は、この地球上からなくさなくてはなりません。

私たち日本の市民は、被爆者とともに、世界中の市民と政府に訴えます。この5月のNPT再検討会議ではぜひとも核兵器廃絶への確かな一歩を踏み出すよう努力してください。

今こそ核兵器のない世界の実現を!

今こそ 核兵器のない 世界の実現を

被爆者・市民の願いを
世界に届けよう



NPT再検討会議 被爆者・市民連絡会

構成組織

日本原水爆被害者団体協議会

日本青年団協議会

日本生活協同組合連合会

よびかけ

今年は広島・長崎に原爆が投下されてから60年目にあたります。

被爆60年という節目の年の5月には、国連で核兵器拡散防止条約（NPT）の再検討会議が開かれます。2000年に開かれた前回の再検討会議では、「核兵器国による核兵器完全廃棄への明確な約束」が合意されました。にもかかわらず、核兵器保有国は核保有を「既得権」として、核廃絶のための努力をまったく放棄しています。それどころか、あらたな核保有国の出現＝核拡散の懸念が後を絶たず、それに対処するために核の使用も辞さないという動きすら出てきています。

こうした状況に対して、核兵器廃絶の緊急性を世界の合意として再確認し、具体的に実現するための国際的な動きが始まっています。とりわけ、広島・長崎両市を含め世界の108カ国609都市が加盟する平和市長会議は「2020ビジョン」を発表し、市民と手をつなぎながら2020年までに核兵器廃絶を実現するためのプログラムを提唱しています。

そこで私たちは、平和市長会議や世界のNGOの動きと呼応して、2005年核兵器拡散防止条約（NPT）再検討会議に代表を派遣します。代表派遣にあたっては、日本の被爆者・市民の核兵器廃絶への想いや願いを集めることをよびかけます。同時に、これらを世界各国の政府や市民にとどけ、核兵器廃絶に向けた世論喚起と具体的な取り組みに結びつけていきます。

NPT再検討会議に参加する人はもちろん、広く日本の市民にこの取り組みを呼びかけ、核兵器廃絶を求める多くの声を世界にとどけていきましょう。

2005年3月1日

NPT再検討会議 被爆者・市民連絡会

◆Please write your opinion here あなたの意見をお書き下さい。

It's my opinion

私の意見を聞いてください

Name (名前)

※記入は日本語でも大丈夫です